公　募

次のとおり、希少野生生物保護管理対策に係る巡視業務委託に係る自然保護管理員を募集します。

令和８年 10 月 28 日

分任支出負担行為担当官
仙台森林管理署長　上野　真一

１　業務名

令和８年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視業務委託（以下「委託事業」という。）

２　業務概要

(1)　業務内容　当署管内に生息している、希少野生生物に係る生息地等巡視業務

(2)　履行期限　契約締結日から令和９年３月 12 日まで（巡視日数 18 日）

３　応募資格

応募資格を有する者は次のすべてに該当する者とする

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の種類が「役務の提供等」において、営業品目が「調査・研究」、「その他」に登録されている者又は、応募提出期限までにその資格を有する者であること。

(4) 東北森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 委託業務に支障のある疾患を有していないこと及び保護の観点から、守秘義務を負うことができる者であること。

(6) 巡視従事者は、次に掲げる全ての基準に該当する者又は過去５年間に本業務に従事したことのある者とする。

ア 対象地域に近接した地域に住所を有するか又は森林管理局長が重点的に巡視する必要があると認める期間等に委託を受けることのできる者

イ 保護林制度及び森林法その他野生動植物の捕獲等の規制に関する法令等の知識を有する者

ウ 猛禽類に関心が深くその特性等に関する知識を有する者又は野生動植物に関する研修

を受けた者若しくは受ける見込みの者で、猛禽類の生態及び行動について観察ができる者

エ 国有林野の管理経営、森林施業等に関する知識を有する者

(7) 上記(1)～(6)すべてに該当する者を審査のうえ、東北森林管理局長が「自然保護管理員」として任命し、その者が委託事業に従事することとする。

(8) 応募者は、「東北森林管理局随意契約見積心得」を応募前に確認しなければならず、第３条第６項の「暴力団排除に関する誓約事項（様式第３号)」については、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

４ 応募方法等

(1) 委託事業の受託を希望する者は、「令和８年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視業務委託に係る応募要領」（以下「応募要領」という。）により、応募書類及び資料を提出すること。

(2) 応募書類の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：令和８年 10 月 28 日から令和８年 11 月 17 日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）なお、郵送の場合も同様とする。

イ 場　　所：〒981-0908 宮城県仙台市青葉区東照宮 1-15-1
仙台森林管理署　総務グループ　経理担当

ウ 提出方法：応募要領に示す様式により、上記イの場所に代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(3) 応募要領の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間：上記４(2)アに同じ。

イ 交付場所：上記４(2)イに同じ。

ウ そ の 他：配布資料は無料である。

５ 委託契約の締結

委託事業に係る契約は、事業企画書採点委員会における審査の結果、選定された委託契約予定者と協議が整い次第締結する。

６ 応募・照会等窓口

〒981-0908　宮城県仙台市青葉区東照宮 1-15-1
仙台森林管理署　業務グループ　経営担当

電話番号　022-273-1111

＝お知らせ＝

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公開するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧下さい。

（http：//www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html）